

わが国における旅行契約法の特徴と課題

油 納 健 一

第1章 はじめに

第2章 わが国の旅行業法と標準旅行業約款

第3章 ドイツ民法典における旅行契約法

第4章 むすび

第1章 はじめに

生活水準の向上による貯蓄と余暇の増加、交通機関の発達（たとえば、ジャンボジェット機の開発など）に伴い、誰でも気軽に旅行することができるようになった。これにより、旅行市場が急速に拡大し、いわゆるパック旅行という商品が大量に売り出されることとなった。

パック旅行は、旅行の計画・準備（交通機関やホテルの予約など）が不要となるだけでなく、多人数での旅行により個人の旅行代金が格安になるため、パック旅行市場は順調に成長を続け、現在に至っている。

もっとも、これに伴って旅行契約上の問題も増加し、喫緊の消費者問題として認識されるようになっていった。わが国では、旅行業法の制定を始めとする数々の取り組みが行われ、またドイツでも同種の問題が存在し法典化が行われている。

しかし、旅行契約に関するわが国とドイツの規定は旅行者保護という点で趣旨を同じくするものの、以下で詳しくみるように規定の形式はまったく異なり、またドイツ民法典には、わが国が参考にすべき規定も含まれているように思われる。

そこで、本稿は、従来パック旅行と呼ばれてきた「募集型企画旅行」¹⁾契

1) 標準旅行業約款2条によれば、「募集型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行を指す。

約に限定して、わが国における旅行業者の責任規定とドイツのそれを概観し比較検討することによって、わが国の旅行契約法の特徴と課題を明らかにしたい。

なお、本稿では、とくに損害賠償責任に関する規定を比較の対象とする。なぜなら、これらの規定において両国の相違が明確に現れているからであり、かつ旅行契約が履行されなかった場合(広告内容と異なっていた場合など)における損害賠償の問題(賠償請求の可否や賠償額の算定方法など)は、一般旅行者には容易に解決できず被害件数も多いという理由で、とくに重視されてきたからである。

第2章 わが国の旅行業法と標準旅行業約款

第1節 旅行業法

わが国において旅行契約上の問題を防止するために、まず、旅行業法が制定された。この法律の目的については、「旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ること」(同法1条)と規定されている。

そして、同法12条の2には旅行業約款、12条の3には標準旅行業約款について、それぞれつぎのような規定がある。

○旅行業法

(旅行業約款)

第十二条の二 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によってしなければならない。

- 一 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行業者の責任に関する事項が明確に（企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）定められているものであること。
- 三 旅行業者等は、旅行業約款（旅行業者代理業者にあつては所属旅行業者の旅行業約款、第十四条の二第一項又は第二項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の旅行業者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

（標準旅行業約款）

第十二条の三 観光庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

このように旅行業法によれば、旅行業者は旅行契約に関して、“旅行者の正当な利益を害するおそれがなく、旅行業者の責任に関する事項が明確に定められている旅行業約款”を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

もっとも、この旅行業約款は具体的にどのような規定でなければならないのかが、必ずしも明らかではない。この点については観光庁長官が定めて公示する標準旅行業約款があり、これは旅行業約款の具体的模範となるだけでなく、これと同一の旅行業約款を定めたときは、旅行業者は観光庁長官の認可を受ける必要はなくなる。

第2節 標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部

(1) それでは、その標準旅行業約款において、旅行業者の責任はいかに定められているのであろうか。以下では、旅行業者の損害賠償責任に係る部分を抜粋して検討することにする。

○標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部

第一章～第六章（第一条～第二十六条）省略

第七章 責任

（当社の責任）

第二十七条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（特別補償）

第二十八条 当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

2 前項の損害について当社が前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

3 前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第一項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。

4 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）

第二十九条 当社は、別表第二上欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

一 次に掲げる事由による変更

イ 天災地変

ロ 戦乱

ハ 暴動

ニ 官公署の命令

ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

二 第十六条から第十八条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金に十五%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

第三十条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第八章 営業保証金（旅行業協会の保証社員でない場合）

(営業保証金)

第三十一条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

2 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。

一 名称

二 所在地

第八章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

(弁済業務保証金)

第三十一条 当社は、社団法人 旅行業協会（東京都 区 町 丁目 番

号)の保証社員になっております。

2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から 円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第二十二條の十第一項の規定に基づき、社団法人 旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七條第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

別表第一 取消料(第十六條第一項関係) 省略

別表第二 変更補償金(第二十九條第一項関係) 後掲

(2) まず標準旅行業約款27条1項において、旅行業者の損害賠償責任が明確に規定されている。

さらに28条によれば、旅行業者に故意・過失があるか否かを問わず、旅行者が旅行参加中、生命・身体・手荷物に被った一定の損害について、旅行業者はあらかじめ定める額の補償金支払義務を負うと規定されている(この補償をとくに、特別補償と呼ぶ)。もっとも、28条3項によれば、この特別補償は、27条1項の損害賠償金に相当する額だけ縮減される。

したがって、旅行業者は原則として特別補償義務を負うが、例外として、自らに故意・過失がないこと又は旅行者の損害額がより少ないことを証明できる場合は特別補償義務が軽減され、反対に、旅行業者に故意・過失があり、旅行者に特別補償を超える損害が発生している場合は、特別補償義務の他に追加的に損害賠償義務を負うことになる。

また、旅行業者が旅行契約内容の重要な変更を行った場合は、旅行業者は、ある一定の例外(29条1項1・2号)を除き変更補償金支払義務を負うと規定されている。

(3) それでは、生命・身体・手荷物に被った損害に関する特別補償規程と、旅行契約内容の変更によって被った損害に関する別表第二変更補償金をみておく必要がある。まず、特別補償規程からみてみよう。

第3節 標準旅行業約款 特別補償規程

(1) 特別補償規程は標準旅行業約款の一部であり、募集型企画旅行契約の部と受注型企画旅行契約の部の後に“別紙”という形式で添付されている。

○標準旅行業約款 別紙 特別補償規程

第一章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第一条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から第四章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

第二条 省略

第二章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合—その一—)

第三条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

二 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただ

し、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

七 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

八 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは入監中に生じた事故

九 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

十 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

十一 前二号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

十二 第十号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合—その二）

第四条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
（補償金等を支払わない場合—その三）

第五条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、

各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

一 旅行者が別表第一に定める運動を行っている間に生じた傷害

二 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。

三 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であることを問いません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

第三章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第六条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二千五百万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては千五百万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第七条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額に別表第二の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から百八十日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から百八十一日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第二の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第二の一（三）、一（四）、二（三）、四（四）及び五（二）に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により二種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前三項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第二の七、八及び九に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の六〇%をもって限度とします。

5 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第八条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 入院日数百八十日以上の場合。四十万円
- ロ 入院日数九十日以上百八十日未満の場合。二十万円
- ハ 入院日数七日以上九十日未満の場合。十万円
- ニ 入院日数七日未満の場合。四万円

二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 入院日数百八十日以上の場合。二十万円
- ロ 入院日数九十日以上百八十日未満の場合。十万円
- ハ 入院日数七日以上九十日未満の場合。五万円
- ニ 入院日数七日未満の場合。二万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者一名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数九十日以上 of 傷害を被ったとき。 十万円
- ロ 通院日数七日以上九十日未満 of 傷害を被ったとき。 五万円
- ハ 通院日数三日以上七日未満 of 傷害を被ったとき。 二万円

二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数九十日以上 of 傷害を被ったとき。 五万円
- ロ 通院日数七日以上九十日未満 of 傷害を被ったとき。 二万五千元
- ハ 通院日数三日以上七日未満 of 傷害を被ったとき。 一万円

2 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと当社が認めたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から百八十日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則)

第十条 当社は、旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一日以上となった場合は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（同額の場合には、第一号に掲げるもの）のみを支払います。

一 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金

二 当該通院日数（当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

(死亡の推定)

第十一条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつてから、又は遭難してから三十日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第一条の傷害によって死亡したものと推定します。

(他の身体障害又は疾病の影響)

第十二条 旅行者が第一条の傷害を被つたとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第一条の傷害を被つた後にその原因となつた事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第一条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかつた場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第四章 事故の発生及び補償金等の請求の手續

第十三条・第十四条 省略

(代位)

第十五条 当社が補償金等を支払つた場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被つた傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第五章 携帯品損害補償

(当社の支払責任)

第十六条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品（以下「補償対象品」といいます。）に損害を被ったときに、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

(損害補償金を支払わない場合)

第十七条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

二 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせる目的でなかった場合は、この限りではありません。

三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 差押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

七 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。

八 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等

九 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害

十 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

十一 補償対象品の置き忘れ又は紛失

十二 第三条第一項第九号から第十二号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しても、損害補償金を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(補償対象品及びその範囲)

第十八条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

一 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの

二 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの

三 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）

四 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品

五 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

六 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

七 動物及び植物

八 その他当社があらかじめ指定するもの

(損害額及び損害補償金の支払額)

第十九条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生の直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第三項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

2 補償対象品の一個又は一対についての損害額が十万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を十万円とみなして前項の規定を適用します。

3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき十五万円をもって限度とします。ただし、損害額が旅行者一名について一回の事故につき三千円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

(損害の防止等)

第二十条 旅行者は、補償対象品について第十六条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

一 損害の防止軽減に努めること。

二 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。

三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第一号に違反したときは、防止軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第二号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第三号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

3 当社は、次に掲げる費用を支払います。

一 第一項第一号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうちで当社が必要又は有益であったと認めたもの

二 第一項第三号に規定する手続のために必要な費用

第二十一条 省略

(保険契約がある場合)

第二十二条 第十六条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

(代位)

第二十三条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第一 (第五条第一号関係)

山岳登山(ピッケル, アイゼン, ザイル, ハンマー等の登山用具を使用するもの) リュー
 ジュ ボブスレー スカイダイビング ハンググライダー搭乗 超軽量動力機(モーター
 ハンググライダー, マイクロライト機, ウルトラライト機等)搭乗 ジャイロブレン搭
 乗その他これらに類する危険な運動

別表第二 (第七条第一項, 第三項及び第四項関係)

一 眼の障害	
(一) 両眼が失明したとき。	100%
(二) 一眼が失明したとき。	60%
(三) 一眼の矯正視力が〇・六以下となったとき。	5%
(四) 一眼の視野狭窄(正常視野の角度の合計の六〇%以下となった場合をいう。)となったとき。	5%
二 耳の障害	
(一) 両耳の聴力を全く失ったとき。	80%
(二) 一耳の聴力を全く失ったとき。	30%
(三) 一耳の聴力が五〇センチメートル以上では通常の話声を解せないとき。	5%
三 鼻の障害	
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%
四 そしゃく, 言語の障害	
(一) そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。	100%
(二) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%
(三) そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15%
(四) 歯に五本以上の欠損を生じたとき。	5%
五 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜状	
(一) 外貌に著しい醜状を残すとき。	15%
(二) 外貌の醜状(顔面においては直径二センチメートルの癬痕, 長さ三センチメートルの線状痕程度をいう。)を残すとき。	3%
六 脊柱の障害	
(一) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
(二) 脊柱に運動障害を残すとき。	30%
(三) 脊柱に奇形を残すとき。	15%
七 腕(手関節以上をいう。), 脚(足関節以上をいう。)の障害	
(一) 一腕又は一脚を失ったとき。	60%
(二) 一腕又は一脚の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く廃したとき。	50%
(三) 一腕又は一脚の三大関節中の一関節の機能を全く廃したとき。	35%
(四) 一腕又は一脚の機能に障害を残すとき。	5%

八 手指の障害	
(一) 一手の母指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき。	20%
(二) 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき。	15%
(三) 母指以外の一指を第二指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき。	8%
(四) 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
九 足指の障害	
(一) 一足の第一足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき。	10%
(二) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき。	8%
(三) 第一足指以外の一足指を第二趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき。	5%
(四) 第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき。	3%
十 その他身体の著しい障害により終身自用を弁済することができないとき。	100%
注 第七号, 第八号及び第九号の規定中「以上」とは, 当該関節より心臓に近い部分をいいます。	

別表第三 (第八条第二項関係)

- 一 両眼の矯正視力が〇・〇六以下になっていること。
- 二 そしゃく又は言語の機能を失っていること。
- 三 両耳の聴力を失っていること。
- 四 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- 五 一下肢の機能を失っていること。
- 六 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食, 洗面等の起居動作に限られていること。
- 七 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食, 洗面等の起居動作に限られていること。
- 八 その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食, 洗面等の起居動作に限られていること。

(注) 第四号の規定中「以上」とは, 当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(2) このように, 旅行者が身体に傷害を被ったとき又は手荷物に損害を被ったときは, あらかじめ定められた額の死亡補償金・後遺障害補償金・入院見舞金・通院見舞金の支払, 携帯品損害賠償が旅行業者に義務付けられている。

これら補償金等の額は必ずしも十分とはいえないが, 旅行者は身体に対す

る傷害又は携帯品の損害のみを証明すれば、旅行業者の故意・過失を証明することなく、補償金等を請求することができる。

また、死亡補償金・後遺障害補償金・入院見舞金・通院見舞金については、あらかじめ額が定められており、旅行者が損害額を算定する必要はなくなる。

したがって、旅行者の証明責任の一部を旅行業者に転換する点で、特別補償規程は旅行者救済にとって有益であるといえよう。

つぎに、旅行業者が契約内容を変更した場合の変更補償金についてみてみよう。

第4節 変更補償金

(1) 別表第二 変更補償金は、標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部の末尾に附された表である。

別表第二 変更補償金 (第二十九条第一項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始ちたる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトルなかに記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一 「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送期間が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

(2) このように、旅行業者が契約内容を変更した時は、旅行業者の過失の有無に関係なく、また旅行者に損害が発生しているか否かに関係なく、変更補償金が支払われることになる。

第5節 小括

かくしてわが国においては、旅行業法に基づき、旅行業者の多くは標準旅行業約款と同一（あるいはこれとほぼ同様）の約款を定めなければならない、その結果、旅行者はこの約款に基づき、一定の保護を得られることになる。

これに対して、ドイツ法は一般法たる民法典、より厳密に言えば民法典の請負契約規定の後に旅行契約規定を設けて、旅行者に保護を与えていることから、日本法とドイツ法は、少なくとも旅行者保護に対する法的手法という点では大きく異なるものといえよう。

そこで次章では、このドイツ民法典における旅行契約規定を検討することにより、約款と一般法という両国間の相違だけでなく、各々の法的手法に
いかなる特徴が見受けられるのかをみていくことにしたい。

第3章 ドイツ民法典における旅行契約法

(1) ドイツ民法典における旅行契約規定は、651条 a から651条 m にわたって計13ヶ条存在する。本章では、その中でもとくに損害賠償規定と、その他本稿の目的に関連する規定を取り上げることにする。

○ドイツ民法典第二編債権法

第8章 個々の債務関係

第9節 請負契約と同種の契約

第2款 旅行契約

651条 a (旅行契約における典型的な義務)

- ① 旅行主催者は旅行契約によって、旅行者に対して旅行のすべてを提供する義務を負う。旅行者は旅行主催者に対して、約定の旅行代金を支払う義務を負う。
- ② 個々の旅行を提供すべき者との契約を仲介したにすぎないという説明は、その他の事情によって説明者が契約において予定された旅行を自らの責任で提供するという外観が認められるときは、顧慮されない。
- ③ (旅行主催者による旅行契約書の提出) 省略
- ④ (旅行代金の上昇) 省略
- ⑤ (変更の説明義務等) 省略

651条 b (契約譲渡) 省略

651条 c (救済)

- ① 旅行主催者は、旅行が約束された特性をそなえ、かつ、通常若しくは契約により予定された利益につきその価値または適正を失わせ、若しくは低下せしめるような瑕疵のないように提供する義務を負う。
- ② 旅行がこの状態にないときは、旅行者は救済を求めることができる。旅行主催者は、救済が不相応な支出を必要とするときは、これを拒むことができる。
- ③ 旅行主催者が、旅行者により定められた相応な期間内に救済をしなかったときは、旅行者は自ら救済をなし、それに要した費用の賠償を求めることができる。期間の定めは、救済が旅行主催者により拒絶されたとき、若しくは即時の救済が旅行者の特別の利益のため必要とされるときは、これを要しない。

651条 d (減額)

- ① 旅行に651条 c 1項の規定する瑕疵のあるときは、旅行代金は、瑕疵の期間に応じ472条の規準に従い減額される。
- ② 減額は、旅行者がその責に帰すべき事由により瑕疵の告知を怠ったときは行われない。

651条 e (瑕疵による解約告知) 省略

651条 f (損害賠償)

- ① 旅行の瑕疵が、旅行主催者の責に帰すべき事情に基づくときは、旅行者は、減額または解約告知とかかわりなく、不履行を理由とする損害賠償を請求することができる。
- ② 旅行が行われなくなったとき、または著しく損なわれたときは、旅行者は無益に費やされた休暇期間を理由としてそれに相当する金銭賠償を求めることができる。

651条 g (除斥期間・消滅時効) 省略

651条 h (許される責任制限)

① 旅行主催者は、旅行者との合意により、つぎの場合にはその責任を旅行代金の3倍に制限することができる。

一 旅行者の損害が故意又は重大な過失によるものではないとき、又は

二 旅行主催者が、サービス提供者のみの責任により、賠償すべきとき。

② サービス提供によってなされる旅行に関するサービスにつき、損害賠償請求は、一定の要件若しくは制限の下においてのみ主張できるとする法律の規定が適用されるときは、旅行主催者も旅行者に対してそれを援用することができる。

651条 i (旅行者による旅行開始前の解除) 省略

651条 j (不可抗力による解約告知) 省略

651条 k (旅行主催者の履行不能、破産) 省略

651条 l (学業を目的とした滞在) 省略

651条 m (異なる合意)

・・・651条 a 乃至同条 j の規定に反して、旅行者の不利益になってはならない。(以下、省略)

(2) ドイツ民法典651条 f 1項においては、旅行の瑕疵が、旅行主催者の責に帰すべき事情に基づくときは、旅行者は、減額または解約告知とかわりなく、不履行を理由とする損害賠償を請求することができる、と規定されている。

これは瑕疵担保責任を認めたものであり、売買契約・賃貸借契約・請負契約と同様に、予め定められた特性に瑕疵がある場合、旅行主催者に瑕疵担保責任を追及できるものといえる。

これに対してわが国においては、標準旅行業約款27条において旅行者に瑕疵担保責任を認めていないのみならず、契約責任か不法行為責任かも明確にしていない。単に損害賠償責任を認めるにとどまっているといえる。

また、同法651条 f 2項には、旅行が行われなくなったとき、または著しく損なわれたときは、旅行者は無益に費やされた休暇期間を理由としてそれに相当する金銭賠償を求めることができる、と規定されている。

休暇期間に関する賠償はわが国の標準旅行業約款では見受けられないが、旅行者の変更補償金の支払を義務付け、さらに旅行者に対し慰謝料請求を認めることで解決がなされるものといえよう。

最後に651条 h によれば、旅行主催者に故意・重過失がない時又はサービス提供者のみの責任による時は、旅行者が死亡による損害を被ったような場合であっても、賠償額が不当に制限されてしまう可能性がある。

第4章 むすび

以上のように、わが国の標準旅行業約款とドイツ民法典を比較検討する限りでは、わが国における標準旅行業約款の特別補償や変更補償に該当する規定はドイツ民法典にはない。これは、旅行契約法が民法典という一般法に新たに導入されたため、詳細な内容を規定化することができなかったといえる。

民法典への導入にこだわらず、約款を義務付け、この約款の中に消費者の保護になり得る詳細な規定を定める方が、消費者保護により適するものと思われる。

しかし、前章で述べたように、わが国においては、標準旅行業約款27条における損害賠償責任の法的性質が不明であり、無益に費やされた休暇期間に関する規定が存在しない。これらについては今後検討すべき課題となろう。

最後に、本稿は、わが国の旅行業法・標準旅行業約款とドイツ民法典の比較検討にとどまっている。それゆえ、今後は両国の規定が実務上いかに適用され、またいかなる議論が展開されているかを視野に入れた検討が必要となってくる。これらについては、今後の検討課題としたい。

【付記】

筆者は、2004年8月から2006年8月の2年間、ドイツ・ミュンスター大学に留学する機会を得た。本稿はその成果の一部である。

留学の際、瀧口治山口大学副学長（当時同大学経済学部長）、観光政策学科・経済法学科所属の教員の方々には、多大な御助力を頂いた。ここに心から感謝の念を示す次第である。